

平成 2 7 年第 1 6 回教育委員会

臨時会議事録

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

東久留米市教育委員会

平成27年第16回教育委員会臨時会

平成27年12月25日午前10時01分開会

市役所7階 702会議室

- 議題
- (1) 議案第73号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について
 - (2) 議案第74号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について
 - (3) 議案第75号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について
 - (4) 議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について
 - (5) 諸報告
 - ①東久留米市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定について
 - ②東京都学力向上を図るための調査結果について
 - ③「くるめ産給食の日」の小・中学校一斉実施について
 - ④平成27年第4回市議会定例会について
 - ⑤教育課程の適正実施に係る検討委員会報告書について
 - ⑥その他

出席者（5人）

教 育 長	直 原 裕
委 員 (教育長職務代理者)	尾 関 謙一郎
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 川 雅 代
委 員	細 田 初 雄

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	加 納 一 好
教 育 総 務 課 長	遠 藤 毅 彦
学 務 課 長	傳 智 則
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 1人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時01分)

- 直原教育長 これより平成27年第16回教育委員会臨時会を開会します。本日は全員出席です。
-

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 本日の議事録の署名は尾関委員をお願いします。
○尾関委員 はい。
-

◎会議の進め方

- 直原教育長 本日の会議の進め方について、事務局から説明をお願いします。
○遠藤教育総務課長 「議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」と諸報告「①東久留米市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定について」は関連するため、議案審議と併せて報告したいと思います。よろしくお願いします。
○直原教育長 ただいま、「議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」と諸報告「①東久留米市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定について」は関連するため、議案審議と併せて報告を行いたいという説明がありました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、そのように進めさせていただきます。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴者はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 それではお入りいただきます。

(傍聴者入室)

◎議事録の承認

- 直原教育長 平成27年12月1日に開催した第12回定例会の議事録についてご確認いただきました。細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 「議案第73号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○師岡教育部長 「議案第73号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成27年12月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

○**岡野図書館長** 新旧対照表をご覧ください。このたびの運営規則の改正ですが、指定管理者に管理を任せる場合には開館時間や開館日等の管理の基準や業務の範囲について条例で定めることと地方自治法で規定されていますので、規則から条例に移すという一部改正を行うものです。旧規則で定めている休館日と開館時間については条例に移しました。今回は第3条と第4条ですが、指定管理者の提案による開館時間あるいは休館日の変更される部分については新旧対照表6ページの別表で整理していますが、条例の上乗せをして規則で決めています。続いて、第5条をご覧ください。これまで規則で規定していた、指定管理者に関する規定及び市民の権利の制限や義務を課す規定については条例で定めることにしたため、規則では削除しています。利用の登録の要件についてですが、どのような方がカードの交付を受けることができるかについてはこれまで同様に規則で定めています。続いて、旧第6条、第7条、第8条については条例で定めることとされたため、規則からは削除しています。4ページの旧第17条、第18条、第19条、集会室の利用についての条項についても条例に移したので、規則からは削除しています。5ページの第21条「指定管理者の行う業務の範囲」についても条例で定めたので、規則は削除しています。これらの整備を行い、さらに、条項ずれや読み替え規定について整理を行っています。

○**直原教育長** 前々回の教育委員会ではこの条例の改正案について議案として付議し、決定いただきました。その後、12月議会で審議され議決されています。その関係で、今回、関係する規則の改正をお諮りするものです。ただ今、図書館運営規則の改正の内容について説明がありましたがご質問等がありますか。

○**名取委員** 現行では「館長名」においていろいろ決定されていますが、今度は「教育委員会」が決定することになるのですか。例えば第7条では「登録事項に変更を生じたとき、又は利用カードを紛失したときは、すみやかに教育委員会に届け出なければならない」とあります。現行では「すみやかに館長に届け出なければならない」となっており、館長の権限として明記されていたことが今度はすべて教育委員会の権限になっています。これはどういうことですか。

○**岡野図書館長** 条例化に当たり、例えば貸し出しの登録あるいは入館の制限等について決定する権限については、全て条例で「教育委員会」と規定しています。そのため、図書館運営規則についても、実際は教育委員会の事務局である図書館長がその処分を行うわけですが、法令上は教育委員会が判断した上で行うという形の規定にしています。

○**名取委員** 通常の事務決裁規程での決裁者を「教育長」から「館長」に改めるような、新たな内部手続きの要綱等の規定をつくるということですか。

○**直原教育長** 事案決定上は従来もこれからも、図書館長の決裁で行います。ただし、それを対外的に誰の名において行うかということでは、あくまでも教育委員会の名において行うことになります。

○**名取委員** でも、普通はこのように規則に明記するということは、教育委員会としての決定事項になると思います。そうでないのであれば、内部規則により教育委員会決定についての権限を移譲する手続きが必要になります。例えば、官庁では局長決裁や大臣決裁があります。大臣の名で行うと法律上は書いてありますが、実際は大臣にいちいち決裁をもらうのは手間がかかるので、その下の局長や課長まで下ろすことがあります。しかし、それは内部で規則をつくり、こういうものについては権限をここまで移譲するということを決

めて行われます。そうでなければオーソライズできないと思います。

- 直原教育長 既に事務決裁規程において規定されています。
- 名取委員 今は規定上も館長となっているから良いのです。しかし、改正されると教育委員会が権限の主体になっていますので、対外的には教育委員会の名前で全部やらなければならないはずで。現行のものがあるからといってそれでは足りないと思いますが。
- 直原教育長 現行の事務決裁規程も教育委員会の権限に属する事務の事案決定権については、案件の内容や重要度に応じて教育委員会、教育長、または部長が決定したり、課長級が決定するとしています。従来からこの中身については図書館長、つまり課長級の決定事項になっています。
- 名取委員 従来はこのような現行規定があるので、これによって館長の権限なのです。要するに、現行規定が「館長に届けなければならない」となっていますから「館長」が明記されているので内部規程はなくても良いのです。現行では館長の権限になってくるわけです。しかし、今度は館長の権限から教育委員会になっているので、それについてはきちんと対応しなければいけない。要するに、別途、規定をつくらなければならない。
- 師岡教育部長 現行の事務決裁規程はいろいろな事務によって権限が分かれています。例えば、カードの取り扱いなどについては館長決裁になっています。後ほどご覧いただければと思います。
- 名取委員 私が先ほどから申し上げていることはそういうことではないのです。仮に内部規程がなくても現行条例が根拠になって館長決裁が可能になるわけですが、新たに条例が改正されれば今度はそれが根拠になってきますので、事務決裁規程の必要性が増してくることになるということを申し上げておきます。
- 直原教育長 今のご意見については事務局で整理した上で、別途ご説明します。ほかにはいかがでしょうか。それでは、採決に入ります。「議案第73号 東久留米市立図書館運営規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第73号は承認することに決しました。

◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 続いて、「議案第74号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第74号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成27年12月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。
- 市澤生涯学習課長 資料の「指定管理者指定に伴う規則改正の概要」をご覧ください。「2. 改正点について」のところ。東久留米市立生涯学習センターに関しては4点の変更点があります。1点目は「使用に対する制限等」については、規則から条例へ一部移し替えましたので、「損害賠償の義務」「原状回復の義務」については規則から削除しています。さらに、「その他所要の規定整理」をしています。条例に合わせて条項ずれの修

正や読み替え規定の整理等も行っています。

- 直原教育長 議案第74号についての説明がありましたがお質問はありますか。なければ採決に入ります。「議案第74号 東久留米市立生涯学習センター条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第74号は承認することに決しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に、「議案第75号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

- 師岡教育部長 「議案第75号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」、上記の議案を提出する。平成27年12月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、地方自治法の規定に即し、指定管理者に関する規定を整備する必要があるためです。詳しくは担当課長から説明します。

- 市澤生涯学習課長 東久留米市立スポーツセンターについては5点の変更点があります。「休館日」「開館時間」「使用時間単位」については、指定管理者の上乗せ分を規則に記載しています。「入場の制限」については規則から条例へ移し替えたので、削除しています。さらに、「その他所要の規定整理」として、条例に合わせた条項ずれの修正や読み替え規定の整理等を行っています。

- 直原教育長 議案第75号について説明がありましたがお質問はありますか。

- 名取委員 第4条について伺います。使用単位時間は「午後7時から午後9時20分まで」とありますが、第16条の別表第1の第4条関係を見ると、延長されていて、10時50分までとなっています。これはどういうことですか。

- 市澤生涯学習課長 現行の使用単位時間は(1)(2)(3)(4)(5)と、項目ごとに分かれています。改正案では第4条で、「ただし、条例第16条の規定により指定管理者にスポーツセンターの管理業務を行わせる場合にあっては、教育委員会の承認を受けて使用単位時間を追加することができる」となっています。それに合わせて第16条の別表第4条関係では、こういう形に変えていますと規定しているということです。

- 名取委員 それは分かるのですが、「9時20分まで」が「10時50分まで」使えるように読めます。この辺はどう考えるのですか。

- 市澤生涯学習課長 上乗せ分と考えていただければ良いと思います。

- 名取委員 要するに、「平日は夜11時近くまで使えます」ということを明記されたことになりますか。

- 市澤生涯学習課長 はい。

- 名取委員 今もそうですが、それをより明確にしたということでよろしいですか。

- 市澤生涯学習課長 そうです。

- 名取委員 分かりました。すごく遅くまで貸し出しているんですね。

- 直原教育長 ほかにいかがですか。よろしければ採決に入ります。「議案第75号 東久留米市スポーツセンター条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第75号は承認することに決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 次に、「議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
- 師岡教育部長 「議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」、上記の議案を提出する。平成27年12月25日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由は、東久留米市いじめ防止対策推進条例第10条第7項の規定に基づき、東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める必要があるため。詳しくは指導室長より説明します。
- 直原教育長 先にご説明しましたように、報告事項の「①東久留米市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定について」も併せて説明をお願いします。
- 加納指導室長 先ずは議案第76号について説明します。本日、資料としてお配りしています「東久留米市いじめ防止対策推進条例」の第10条をご覧ください。市教育委員会いじめ問題対策委員会は、市いじめ防止対策推進条例第10条に基づき設置します。いじめ問題対策委員会は教育委員会の附属機関として学識を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者とで構成される委員会です。この委員会が果たすべき役割は二つあります。一つは、常設の附属機関として市の小・中学校におけるいじめの対策について学識経験者などの皆様から意見を聞いていく部分、もう一つは、重大事態が発生した場合にそれを調査するという役割を担っています。この規則は公布の日から施行します。
- 続いて、「東久留米市いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定について」報告します。同じく、市いじめ防止対策推進条例の第9条をご覧ください。市いじめ問題対策連絡協議会は、市いじめ防止対策推進条例の第9条に基づき設置しました。いじめ問題対策連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、学校、市教育委員会、児童相談所、東京法務局、市の区域を管轄する警察署、その他の関係者により構成される協議会です。この訓令は平成27年12月1日から施行します。説明は以上です。
- 直原教育長 議案第76号のいじめ問題対策委員会運営規則の制定と、報告事項の①いじめ問題対策連絡協議会運営要綱の制定についてを併せてご説明しました。併せてご質問があればお出してください。
- 尾関委員 いじめ問題対策委員会について伺います。この中には調査部会があり、大きな問題があったときに調査することになっています。委員の選任はこれからだと思いますが、あくまで第三者委員会で調査するという事なので、当該学校と係わりのあった方の選任については配慮していただけるのですか。
- 加納指導室長 今後委員の選任についてお願いしていきますが、利益関係のない方をお願いする方向で検討していきます。
- 名取委員 いじめ問題対策委員会は委員が7人、いじめ問題対策連絡協議会は20人以内となっています。具体的にはその人数が目いっぱいなのですか。
- 加納指導室長 いじめ問題対策委員会は7人以内ということですが、現在、大学の准教授、弁護士、臨床心理士など、4人の方をお願いする予定です。臨床心理士や大学の准教授に

については、本市の教育相談員やスクールソーシャルワーカーの指導的な立場にいる方にお願いたいと考えています。いじめ問題対策連絡協議会は20人以内となっていますが、現在考えているのは小・中学校の校長の代表、児童相談所の所長、田無警察署の課長、PTAや青少年連絡協議会の代表、人権擁護委員や主任児童委員、さらに子ども家庭部の児童青少年課長、教育委員会からも部長と指導室長が加わり、15人を予定しています。

○名取委員 いじめ問題対策委員会には、いじめを受けた子どもの保護者も入ることができるということでしたか。あるいは、いじめを受けた子の保護者が推薦する方が入ることでしたか。

○加納指導室長 市いじめ問題対策推進基本方針に重大事態への対処として、「いじめを受けた保護者が推薦する者を加える」と明記しています。重大事態が発生した場合の想定としては、1人は東京都の教育委員会から派遣される方、2人については保護者関係。2人までは加えられると想定しています。あくまで個人情報に配慮しなければなりません。いじめを受けた児童・生徒、その保護者に対して調査結果を適切に開示していければと考えています。

○名取委員 ということは7人以内のところの今の4人というのは、そういう含みがあるということですね。

○加納指導室長 そうです。

○細川委員 質問というよりも意見です。子どもたちの間では、電信柱から次の電信柱まで、じゃんけんで負けた子どもがランドセルを10個ぐらい持って歩くという遊びがあります。それを一般の人が見たら、いじめだと思って通報する時代です。本市のある中学校でも一クラスに不登校の児童・生徒が5人ぐらいはいると聞いています。小・中学校の校長先生には現場の目で意見交換していただきたいと思います。

○直原教育長 もう少しご意見の趣旨をお話いただけますか。

○細川委員 本市のある中学校では、1年生のクラスに5人ほどの不登校の子どもがいると、保護者から聞きました。そのうちの一人は、3学期から私立の中学校に転校するという話も聞いています。今、指導室長から、いじめ対策についてのご説明がありましたので意見を申し上げました。とにかく学校現場では、担任の先生から校長先生に上がってきた情報を、校長先生はそのままきちんとその会議の中で伝えていただきたいと思います。自分の学校の情報を隠すことなく、必要な相談や意見交換をしてほしいと思います。

○加納指導室長 いじめ問題対策連絡協議会には小・中学校長、警察関係者、児童相談所、保護者の代表、青少協として地域の代表の方など、さまざまな立場で子どもたちとかかわっている方をお呼びしています。その中で、それぞれの立場からどのように子どもにかかわっているのか、子どもたちの実態、課題、取り組みについての情報交換を行うことによって、連携を深めた取り組みを推進していきたいと考えています。

○直原教育長 「実態をよく踏まえて隠さずに」というお話です。とても大事なことだと思いますので、運営に当たってはその趣旨を生かすようにしていきたいと思います。それでは「議案第76号 東久留米市教育委員会いじめ問題対策委員会運営規則の制定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第76号は承認することに決しました。

◎諸報告

○直原教育長 続いて、諸報告「②東京都学力向上を図るための調査結果について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 東京都学力向上を図るための調査結果について報告します。本調査は、平成27年7月2日に、小学校第5学年及び中学校第2学年を調査対象として実施しました。小学校第5学年では国語、社会、算数、理科、中学校第2学年では国語、社会、数学、理科、英語で調査しています。詳細は統括指導主事から説明します。

○富永統括指導主事 資料の「平成27年度 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」結果について」をご覧ください。結果について、正答数分布を中心に示されていますが、図の中に幾つかの指標が盛り込まれています。正答数分布については全国調査の報告を以前しましたが、同様に、縦軸が児童数の割合、横軸が正答数になっています。棒グラフが本市の全体の結果、折れ線グラフが東京都の結果です。中央にやや細い線で本市の平均正答率を示しています。その隣の点線は都の平均正答率です。一番上の段をご覧ください。左側から小学校の国語、社会、算数となっています。中段にかけて一番左側が小学校の理科となっています。残念ながら、小学校については4教科全てにおいて、都の平均正答率を下回っている状況です。中段の真ん中から始まりますが、中学校の国語、社会、一番下の段が左側から中学校数学、中学校理科、中学校英語となっています。中学校については社会、理科においては都の平均正答率を上回っています。

また、今年度から、東京都は全教科において、習得目標値と到達目標値を示しています。一番上段の左側の国語をご覧ください。図の右側に引かれている線の到達目標値をご覧ください。学習指導要領に示された内容について、標準的な時間をかけて学習が行われた場合、当教育委員会が設定しました期待する正答率を問題数に置き換えた数値です。小学校の国語の到達目標値は17問です。その下の部分は、こちらの数値に達した児童の割合を示しています。本市では24.4%が到達していることとなります。ただし、東京都については31.5%となっていますので、東京都と比較すると低い状況です。

次に、小学校国語の左側に引かれている線をご覧ください。習得目標値と書かれたところですが、こちらは全員がクリアしなければならない数値として設定されたものです。教科書の問題で言うならば例題レベルの問題です。国語の習得目標値は、東京都が示しているのは6問となっています。先ほどの到達目標値と同様に、これに達していない児童の割合が本市は5.5%、東京都が4.6%となっていますので、東京都と比較すると割合が高くなっている状況です。全体としてみると、小学校は習得目標値をクリアしていない児童が見られます。また、到達目標値に達している児童の割合を見ると、都の全体と比較しても低い状況です。今後も、基礎的・基本的な内容の定着を図っていく必要があるという課題が見受けられます。

次に、中学校についてです。中学校は都の平均正答率との差が比較的少ない状況です。習得目標値未達の生徒の割合も都に比べて低くなっています。習得目標値については、中学校国語、中学校社会、中学校理科、中学校英語においては都の数値よりも低い状態にあります。しかし、到達目標値になると、右側の線になりますが、こちらに達している生徒の割合は全教科において都より低くなっている状況です。ですので、この到達目標値に達する児童の割合について一層の改善を図っていく必要があると考えています。説明は以上です。

○直原教育長 東京都の、小学校5年生と中学校2年生を対象とした今年の学力調査の結果の一定の分析をした説明がありました。ご質問等がありますか。

○名取委員 先ずは、このように詳細に分析していただいたことを高く評価します。精度高く分析するのはすごく難しいことです。学校ごとに分析されていると思いますが、ピンポイントでそれぞれの課題が分かりますので、あとはどのように各学校に頑張ってもらおうかということになります。うまく回ればぐっと良くなりますので、今後を期待します。

○尾関委員 小学校では習得目標値も到達目標値も下回っています。中学校になると、俗に言う、追いついてきているという状況になっているのだと思います。しかしその割には、到達目標値は中学校のほうはまだまだです。どういう原因でこういう状態になっていると考えていますか。

○富永統括指導主事 委員の言われたとおり、小学校では習得目標値並びに到達目標値が十分に至っていませんが、中学校になるにしたがって追いついてきているという状況です。ただし、以前も報告しましたが、市でも独自に調査を行っています。追跡調査という形ですが、同じ対象児童が小学校5年生の4月の段階と中学校1年生の4月の段階で、市独自のテストを受けています。この中では全国と比べた場合、小学校においてもいわゆる5年生、6年生の指導を通して、国語、算数ともに全国平均値と比べて上昇しているという結果が見受けられます。小学校の6年間を通して基礎的な学力を十分にじっくりつけてきたものが、中学校でさらに伸びてきた。その結果、東京都に追いついてきているという状況が見られます。結果的に言うと、小学校では平均正答率についてはもう少し頑張っていかなければいけない状況ですが、伸び率としては他の調査を見ると伸びているのも確かです。ですので、本市はその意味では、比較的基礎的なものに重点を置いて指導してきている成果が出てきているのかと思います。ただし、先ほど名取委員が言われたとおり、各校それぞれ、そして子ども一人一人の課題がありますので、より一層、見えてきた課題をピンポイントで解決していく指導を充実させていかなければいけないと考えています。

また、中学校についてですが、いわゆる習得目標値は十分達成してきています、習得目標値未達の割合が東京都よりも少なくなっただけですが、まだ平均正答率が追いついていない状況です。到達目標値に達する生徒をさらに力をつけていくために、より一層指導の力点を置いていく必要があると考えています。

○尾関委員 中学校では第2学年を対象とした調査ということで、ある程度本市の中学校の程度が反映されていると思います。中学校7校はそれぞれ違いますが、中学校における到達目標値、いわゆるできる子をさらに伸ばすという部分にも力を入れていただきたいと思っています。

○直原教育長 次の報告事項「③『くるめ産給食の日』の小・中学校一斉実施について」の報告をお願いします。

○傳学務課長 学校給食に関する食育行事の情報提供をします。「くるめ産給食の日～東久留米の恵み、まるごと食べよう～」と題して、1月28日に市内全ての小・中学校で、「くるめ産給食の日」を実施します。この趣旨ですが、学校給食ではふだんは学校ごとの教育課程に基づき、各々の小・中学校で給食の献立を別々になっていますが、この日は、全校で同じ献立の給食を食べるということで、市全体の一体感を創出します。東久留米産農産物の多様性を知り、味わい、そして郷土愛を育むイベント給食とします。昨年度は

「煮いだんご」ということで和食でしたが、本年度は洋食をテーマとし、地場産の野菜がさまざまな料理に展開可能な力があることを保護者や子どもたちに示すものです。小学校では、一食分全ての皿に地場産食材給食が載っているものを作ります。中学校ではランチボックス方式なので条件が異なりますが、工夫をして、できる限り同じ献立を提供したいと思っています。献立の内容は小学校ではくるめピラフ、これは大根を刻んだものにカレー風味の味付けを御飯に混ぜ込んだもので、子どもに大変好評なものです。次に、新しいメニューとして地粉シチュー。これは市内産の小麦、農林61号と柳久保小麦をブレンドしたものでルーを作り、シチューを作ります。また、旬の野菜サラダは市内産の葉物野菜ほかで仕立てます。中学校でも同じメニュー三つを実施しますが、ランチボックスの仕切りの関係から、ふだんからおかずの種が多い中学校ではさらに二品程度、別のおかずも作ります。当日は市長と教育長が第九小学校を訪問し、ランチルームで児童と会食することになっています。

○直原教育長 続いて、「④平成27年第4回市議会定例会について」の報告をお願いします。

○師岡教育部長 第4回市議会定例会について説明します。本日は資料を6点用意しました。

「平成27年第4回定例会会期日程表」「平成27年第4回市議会定例会議決結果一覧」「行政報告」の一覧表とその内容、「平成27年第4回市議会定例会請願付託表」、それから27請願第75号の内容と陳情の一覧表、「平成27年第4回市議会定例会一般質問答弁概要」及び「市長報告」です。

「平成27年第4回定例会会期日程表」からご覧ください。平成27年第4回市議会定例会は12月3日から22日までの20日間の会期で開催されました。各日程についてはご覧のとおりです。2枚目の資料の議決結果をご覧ください。議案第71号から97号までの27の議案が提出されました。その中で教育委員会に関係するのは、先ずは「議案第71号 東久留米市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」です。これは来年1月から運用が開始される個人番号、いわゆるマイナンバーに関するもので、特定個人情報の提供に関して必要な事項を定めるものです。もとななる番号法では個人番号の利用範囲を限定するとともに、特定個人情報の提供を制限していますが、地方公共団体が独自に個人番号を利用する場合や同一の地方公共団体内で個人番号を利用する事務官の情報連携を行う場合には条例で定めるとされています。そこで、本市において独自に利用する範囲を第4条で規定し、第5条で市長部局と教育委員会の間で行う特定個人情報の提供について規定されていました。教育委員会の事務としては学務課の就学援助、就学奨励費が対象となっています。こちらについては総務委員会で審議され、委員会またその後の本会議とも賛成多数で可決されています。次に「議案第87号 東久留米市立生涯学習センター条例の一部を改正する条例」「議案第88号 東久留米市立図書館条例の一部を改正する条例」「議案第89号 東久留米市スポーツセンター条例の一部を改正する条例」は、地方自治法第244条の2、第4項及び総務省通知によって、指定管理者導入施設に係る利用にあつての基本的条件に関する規定は条例で定めることとされています。しかしながら、これまで一部が施行規則に規定されていたことなどから、関連する規定等を整備するため、それぞれの条例を一部改正するものです。これらは文教委員会で審議され、委員会、またその後の本会議とも全員賛成で可決されました。議案第90号は東久留米市スポーツセンター指定管理者の指定についてです。本案は東久留米市スポーツセンターについて、

東久留米市公の施設の指定管理の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき指定管理者の公募を行い、応募者1団体について東久留米市指定管理者選定委員会において審査した結果、指定管理者の候補者に共同事業体東京ドームグループを選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、あらかじめ議会の議決を求めるものです。こちらでも文教委員会で審議され、委員会、そしてその後の本会議とも賛成多数で可決されています。なお、この共同事業体は株式会社東京ドームを代表者に、株式会社東京ドームスポーツ及び株式会社東京ドームファシリティーズが構成団体となっており、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとなっています。

続いて、行政報告をご覧ください。議会の初日に市長から3件の行政報告がなされ、その3番目として東久留米市教育振興基本計画（改訂版）について、資料2ページの4行目以降、こちらが教育振興基本計画の改訂版の内容ですが、市長からこの報告がなされました。内容についてはこれまで教育委員会で説明してきたとおりです。

続いて、平成27年第4回定例会請願付託表をご覧ください。文教委員会に付託されたものは「27請願第75号 市立東中学校生徒の安全対策を求める請願」です。この内容は、一つ目として、東中学校の生徒たちが体育館を利用する際の交通安全対策、二つ目として、上の原地区利用構想整備計画が進む中で、これから東中学校に通うことになる第六小学校、神宝小学校の保護者の方に、この計画内容等の説明会を開催してほしいというものなど3項目です。市側の見解を説明した後、各委員からは、ドライバーへの路面標示による注意喚起について、また予想される周辺環境の変化に関する見解、信号機設置の進捗状況、また上の原地区開発に伴う人口の推移、生徒数の増加の予測などについて質問が出されました。審議の結果、委員会の採決では可否同数により委員長裁決の結果、不採択、その後の本会議では賛成少数で不採択となっています。

なお、請願等の議決結果については、先ほどご覧いただいた議決結果一覧の裏面にまとめて記載しています。

続いて、一般質問答弁概要をご覧ください。議長を除く21人の議員から質問が出され、教育委員会関連では14人の方から質問がありました。主な内容は学校の大規模改修やトイレの洋式化、放課後子供教室の進捗状況や特別支援教室の設置計画、スポーツ行政などについてです。内容が膨大なことから後ほどご覧願います。

最後に市長報告をご覧ください。議会の最終日である12月22日に市長報告が行われました。1点目は、本年12月11日に発生しました個人番号通知カードの誤交付についてです。これは簡易書留で送付しました個人番号通知カードが市役所に返送され、再度、市民課窓口に取りにみえた方に他人の個人番号通知カードを手渡してしまったというものです。ファイルを抜き出す際に隣にあったファイルを抜き出してしまったもので、本人確認資料との確認不足、また、抜き出し時の注意不足などが原因です。今後は券面情報の確認を十分行うこと、また、複数で確認を行うことを徹底して、再発防止に努めるとしています。2件目は、家庭ごみ有料化に向けての実施計画（案）についてです。この報告書の5ページをご覧ください。中段以降にありますように、有料化を実施することで、市民のごみ減量に対する意識改革を図るとともに、排出者の明確化や個々の市民に対する経済的インセンティブに伴う排出抑制などによるごみ減量、またライフスタイルの転換を図ること、単純にごみの減量だけではなく適正処理や効率的なごみ処理事業の必要性を意識す

る契機としたいとしています。資料はありませんが、計画書によると28年4月から市民説明会を開始して十分な周知を図りながら、順次、ボックスの撤去を進め、29年7月を目途に個別収集による有料化をスタートさせたいとしています。説明は以上です。

○直原教育長 次に、「⑤教育課程の適正実施に係る検討委員会報告書について」の説明をお願いします。

○加納指導室長 平成27年2月、市立西中学校において、一つの授業を二人の教員が連携して行うチーム・ティーチングの授業が適切に実施されていないことが判明しました。チーム・ティーチングを計画した授業に副担当の教員が授業に行かず、主担当の教員が一人で授業を行うという状況がありました。このチーム・ティーチングの不適切な実施は、市教育委員会としても大変重大な事故と認識し、同様の事故が二度と起きないように「教育課程の適正実施に係る検討委員会」を立ち上げ、この報告書をまとめています。委員会は、小学校と中学校からそれぞれ校長、副校長、教務担当の主幹教諭の合計6人を委員として4回行っています。そのうち、第3回委員会には元大学教授である学識経験者の方お二人をアドバイザーとしてお招きし、指導・助言をいただいています。本検討委員会では、このチーム・ティーチングの不適切な実施の原因を教員個人の問題にとどめることなく、管理職の姿勢や学校の構造的な問題からも究明しました。そして問題点への対策については、チーム・ティーチングを適切に実施するための対策にとどまらず、教育課程をより適正に実施するための問題点への対策としてまとめています。内容の詳細については統括指導主事から説明します。

○富永統括指導主事 「教育課程の適正実施に係る検討委員会報告書（案）」をご覧ください。本報告書では、まず本事故の問題点を明らかにし、その対策を示しています。先ず問題点としましては4ページから5ページにかけてまとめています。左側（1）からご覧ください。大きなものとしては「教育課程を適正に実施するための管理体制について」です。今回事故がありました指導方法工夫改善事業の目的や意義についてきちんと理解し、周知を図っていたかというところで問題点があったと思います。目的や意義についての周知が十分になされていなかったのではないかとということが問題として挙げられています。○の二つ目として、週ごとの指導計画を作成して学校では授業を行っていますが、その中には未記載な部分があり、そのことについての確認や実際に授業が実施されているかどうかについての確認や把握が十分ではなかったのではないかとということが問題として挙げられています。○の三つ目として、そういった不適切な実施を知っている教員がいたにもかかわらず、管理職へ十分報告が伝わっていなかった、相談したりすることがなかった、そういった意味での校内での報告・相談体制に問題点があるのではないかとということが挙げられています。

「（2）教育課程を適正に実施するための学校の組織体制について」ということでは、○の一つ目になりますが、職層に関する組織体制についてということで、教育課程の不適正な実施について指導したり管理職へ報告したりする、そういった組織体制がきちんと確立されていなかったのではないかとということが指摘されています。また、校務分掌に関することとしまして、仕事の進捗状況を確認しながら適宜状況に合わせて組織を調整したり校務分掌、仕事を見直したりするといった適正な対応ができていなかったのではないかと、ということが挙げられています。

右側5ページ「（3）教育課程を適正に実施するための教員の理解や意識について」をご

覧ください。冒頭の目的や意義にもかかわってくるのですが、教員一人一人が教育課程を適正に実施することについてきちんとした知識や認識が十分持っていないのではないか、ということが問題点として挙げられています。それを受けての内容が6ページからになります。「5 問題点への対策」ということで、管理職や教員という立場から、対策についてまとめています。一部紹介します。6ページ最初の部分をご覧ください。先ほどの教育課程をきちんと適正に実施するに当たり、大前提となる学校経営のビジョンを管理職から明確に示しているかについて、管理職に問いかけています。中には具体的な内容もありますが、下の中ほどにある□に示していますが、管理職に自分のこれまでの取り組みについて振り返ってほしいということで、投げかける形式で示しています。例えば「年度当初に学校経営計画を全教員に伝え、学校経営ビジョンを明確に示していますか」「年度当初以外にも機会があるごとに学校経営のビジョンを明確に示していますか」などです。7ページ下には、今度は「授業観察を通して授業が適正に実施されているか確認していますか」ということで、例えば、「週ごとの指導計画は、確認すべきポイントを明確にした上で行っていますか」という例を示しています。こういった具体的なものを示しながら、教育課程について管理職が適切に管理してほしいということで、対策を述べています。

10ページをお開きください。ここからは教員に向けてになります。管理職の部分でお話ししましたが、先ず経営目標等に関することでは、最初に「経営目標の実現に向けて教員同士で協力していますか」ということで、教員一人一人にこういったことができているかどうかということを投げかける形式で述べています。「□学校経営計画を読んだり聞いたりして、十分理解していますか。」「□今年度の重点を置いている取組を知っていますか。」などです。11ページには、具体的に教育課程に関する適正実施にかかわることとして、小学校、中学校に向けて□で示しています。これ以外にも、教育課程については確認してほしいことがありますので、多摩教育事務所から通知されるもの、また、本市でも年明け1月14日に教育課程の説明会がありますので、そういったところで内容を確認してほしいと思います。

12ページをご覧ください。今回はこういった事故が発生した原因として、十分に組織としてのチェック体制が機能していなかったことも挙げられていました。それを踏まえ、12ページの上には「自身の立場や役職としての責務を果たしていますか」ということで、具体的に示しています。「□自身の立場や役職としての責務を自覚していますか」として、主幹教諭、主任教諭の責務についても例示しています。こういった具体的なものを示しながら、日々の教育活動、教育課程を適正に実施してほしいということで本報告書をまとめました。

○直原教育長 昨年度末に報告しましたが、西中学校で、チーム・ティーチングを一人の教員が29時間行っていなかった事故がありました。教員はその時間は職員室にいたという事故を受け、その背景にある要因なども含めて検討委員会を設け、そこで議論してもらいながらこの報告書をまとめてもらいました。ただ今、概略を報告しましたがご質問はありますか。

○尾関委員 この報告書をもって、さらに全小・中学校に指導を徹底していくということですね。

○加納指導室長 今後、この報告書をどのようにして周知徹底していくかについてですが、報告書については1月の校長会で校長へ配布します。教育課程の届け出の説明会が1月14日にあり副校長と教務主任が出席しますので、そこで副校長と教務主任への周知を図るとともに、全小・中学校でこの報告書をもとにした研修会を今年度中の早い時期に開いて全教員へ

の理解を図っていただき、教育課程が適正に実施できるようにしていきます。

- 名取委員** 網羅的に全てを押さえた報告書だと思いますが、網羅的であるが故に実施するには相当大変なことだと思います。今回の事故を受けて、特にここがというところはありますか。一番大事なのはここだったというところはありますか。
- 加納指導室長** 網羅的ということですが、どのことも大事であるということを押さえた上でご説明します。事故の発生した原因ですが、校長からの指示がきちんと教員に伝わっていませんでした。校長が教員に対して遠慮していたり、あるいは教員が自分の指導方法に過信をしている部分があり、管理職からの指示を軽んじているという部分が見られました。そうしたことがチーム・ティーチングにおいても意識付けが弱かったと思います。さらに、学校の中で組織的な動きができなかったところが最も大きな課題ではなかったのかと考えています。
- 名取委員** 「役所」はとても上下関係がはっきりしていて、課長の上に部長、部長の上にはさらに上司がいて、きちんとピラミッド型になっています。一方、「学校」は校長や副校長はいますが、一般の先生は担任や専門教科の指導についてはある意味任されているようで、通常の市役所みたいなヒエラルキーとは少し違う印象を受けていました。学校については本当にヒエラルキー化していると考えてよろしいですか。
- 加納指導室長** 確実にそうになっているのかというと、その途中ではないのかと思っています。東京都においても教諭と教頭と校長等の三つの職しかありませんでしたが、現在は、教諭、主任教諭、主幹教諭、副校長、校長ということで主任教諭、主幹教諭の職が設けられています。そうした中で組織的に動いていくことになります。学校の経営ビジョンがきちんと示されているのか、また裏を返すと、教員は校長のビジョンを理解して指導を行っているのかが大事だと考えています。力のある教員がいたとしても学校長の経営ビジョンに即した指導等でなければ、それはマイナスに働く場合もあります。教員全員の指導については校長の経営ビジョンの方向性に合わせ、連携して教育活動を実施していくことが大事であると考えています。
- 尾関委員** 今回のケースは、チーム・ティーチングに行かなかった教諭が職員室にいたということです。ほかのことをやっていたと。自宅にいたわけではないので、主任教諭や主幹教諭が目撃しているはずなのに報告・連絡・相談がなかったわけです。私はこの部分をもっと強調して学校に伝えるべきだと思います。お互いに監視しろということではなく、校長や副校長にきちんと報告・連絡・相談を行うということ、特に強調して伝えていただきたいと思います。
- 名取委員** 学校の経営方針の実現に向けて一丸となって進んでいくことは必要ですが、一方、教員にはこれから大人になっていく子どもたちを相手にするときに、あまりにも管理的な資質ばかり磨いてしまうと感受性が失われるおそれもあります。バランスのとり方がとても大事だと思います。普通の役所のようなヒエラルキー、行政の階級制度とは若干違うので配慮してほしいと思います。
- 直原教育長** 本日、用意していた報告は以上ですがそのほかにありますか。
- 市澤生涯学習課長** 生涯学習課で関連する事業について3点報告します。1点目です。多摩六都広域行政圏のスポーツ専門部会により決定されたのですが、一昨日の12月23日に、小金井公園でリレーマラソンを開催しました。委員の皆様には結果の一覧をお配りしていま

すが、市の職員が中心となっているチームが3チーム出場しました。チーム名は職場部門で19位の東くるめ走ろう会、40位のチーム市澤Aと42位のチーム市澤Bです。さらに東久留米市から出場しているチームがありますので、現在、体育協会が取りまとめをしています。2点目は、来年の1月10日に行われる「東久留米市少年少女駅伝大会」についてです。1月10日（日）に第七小学校の校庭と白山公園の周辺を使い、体育協会の主催で行われます。お時間がありましたら見に来ていただければと思います。3点目は、1月11日（月）の成人の日に行われる、成人式についてです。2回に分けて行われますが、1回目が午前11時から、2回目が午後2時からです。教育委員の皆様にはご出席いただきますのでよろしくをお願いします。

○岡野図書館長 図書館事業の「語ろう！東久留米」のご案内です。市民に、オーラルヒストリーとして、東久留米の歴史や文化について語っていただくという事業を実施しています。昨年度に実施した第1回の記録がまとまりましたのでお配りしています。東久留米のことを勉強していただくときの資料にいただければということで、市内の各小中学校にも配布しています。

○細川委員 私からは中学校駅伝大会壮行会の様子を報告します。12月8日に中学校の駅伝大会の壮行会が開催されまして、細田委員とともに出席してきました。各校の代表を選ぶ選考会は3回行われる予定が雨天のため2回しかなかったそうですが、その中で予選を勝ち抜いた男子24人と女子24人が、来年の2月7日に味の素スタジアムを主な会場に行われる駅伝大会の東久留米代表として走るそうです。細田委員が激励の言葉をお話しされました。

○細田委員 壮行会当日の様子ですが、監督、コーチの先生、選手たちからは、「よし、やるぞ！」という気持ちが伝わってきました。昨年度は男子11位、女子22位だったそうですが、今年度の大会は期待できるのではないかと思います。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上で、平成27年第16回教育委員会臨時会を終了します。

(閉会 午後零時28分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成27年12月25日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 尾 関 謙一郎 (自 署)